

三原市要綱第144号

三原市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱を次のように制定する。

令和3年12月1日

三原市長 岡田吉弘

三原市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三原市人権教育・啓発推進計画の基本理念である「一人ひとりがかげがえのない存在として尊重される差別のない社会を実現し、誰もがそれぞれの個性や能力を活かして自己実現の達成を図っていくこと」を目的として、パートナーシップ宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 一方又は双方が性的マイノリティ(性的指向、性自認のあり方等が少数派である者をいう。)である2人が、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップにある2人が、市長に対し、お互いが人生のパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) パートナーシップにある2人のうち、その一方が市内に住所を有し、又は宣誓の日から原則として14日以内に市内への転入を予定

していること。

- (2) 当事者双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (3) 当事者双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がないこと。
- (4) 当事者双方が宣誓をしようとする相手以外の者と宣誓をしていないこと。
- (5) 民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている者同士の関係にないこと。ただし、当事者双方の関係が養子縁組の場合を除く。

（宣誓の方法）

第4条 宣誓をしようとする者（以下「宣誓予定者」という。）は、揃って市職員の面前において、パートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類（宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。）を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- (2) 戸籍抄本その他配偶者がいないことを証明できる書類
- (3) 当事者が市内への転入を予定していることを疎明するに足りる資料（当事者が市内に住所を有していない場合に限る。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項各号に規定する書類の提出が困難な場合には、速やかにその旨を市長に申し出なければならない。

3 宣誓予定者は、宣誓書を提出するときに、本人であることを明らかにするため、次の各号に掲げるいずれかの書類（有効期限内のものに限る。）を提示するものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証，許可証，登録証明書その他これらに類するものであって、本人の顔写真が貼付されたもの

(5) その他前各号に準ずるものとして市長が適当と認める書類

3 前項の規定は、第7条から第9条まで、第11条及び第12条に規定する申請書等の手続について準用する。

4 宣誓予定者は、宣誓をする日時等について事前に市長と調整するものとする。

5 第1項の規定にかかわらず、宣誓予定者の双方又はその一方が自ら宣誓書に記入することができないときは、宣誓予定者及び市職員の立会いの上、これを代書させることができる。

(通称名の使用)

第5条 宣誓予定者は、性別違和その他市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において、戸籍に記載されている氏名と併せて通称名を使用することができる。

2 宣誓予定者は、前項の規定により通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を宣誓時に提出するものとする。

(受領証等の交付)

第6条 市長は、第4条の規定により宣誓がされた場合において、当該宣誓をした者(以下「宣誓者」という。)が第3条各号に掲げる要件を満たしていると認めるときは、宣誓者に対し、宣誓書を受領したことを証するパートナーシップ宣誓書受領証(様式第2号)及びパートナーシップ宣誓書受領カード(様式第3号)(以下これらを「受領証等」という。)に宣誓書の写しを添付して交付するものとする。この場合において、前条第1項の規定により通称名を使用したときは、当該通称名及び戸籍に記載されている氏名を受領証等に記載する。

(受領証等の再交付)

第7条 宣誓者は、紛失、毀損、汚損その他の事情により受領証等の再交付を希望するときは、市長に対し、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(様式第4号。以下「再交付申請書」という。)を提出しなければならない。この場合において、毀損又は汚損により受領証等の再交付を受けるときは、既に交付した受領証等を再交付申請書に添付しなければならない。

2 市長は、前項の規定により再交付申請書の提出があったときは、受領証等を再交付するものとする。

3 前項の規定により受領証等の再交付を受けた者は、紛失した受領証等を発見したときは、速やかに当該受領証等を市長に返還しなければならない。

(宣誓事項の変更)

第8条 宣誓者は、宣誓書に記載した事項に変更があった場合(次条第1項の規定による届出をする場合を除く。)は、パートナーシップ宣誓事項変更届(様式第5号。以下「変更届」という。)に変更内容が確認できる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により変更届の提出があったときは、その内容を確認し、変更後の内容を記載した受領証等を交付するものとする。この場合において、変更前の受領証等は回収するものとする。

(受領証等の返還等)

第9条 宣誓者は、双方が市内に住所を有しなくなった場合(第12条第1項に規定する場合を除く。)のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届(様式第6号)に受領証等を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 宣誓者の意思によりパートナーシップを解消したとき。

(2) 宣誓者の一方が死亡したとき。

(3) 次条の規定により、宣誓が無効となったとき。

(4) 第3条各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。

2 市長は、宣誓者が前項各号の規定に該当すると認めるときは、受領証等が返還されたものとみなすことができる。

3 市長は、第1項の規定により受領証等が返還されたとき、又は前項の規定により受領証等が返還されたものとみなしたときは、当該受領証等の交付番号(受領証等ごとに付与した番号をいう。)を公表することができる。

(無効となる宣誓)

第10条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。ただし、第2号又は第3号の規定に該当する場合は、当該各号の規定に違反す

る事由が生じたときから将来に向かってのみ無効とする。

(1) 宣誓の内容に虚偽があったとき。

(2) 第3条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、宣誓者が宣誓に関する条件に違反すると市長が認めたとき。

(宣誓書記載内容証明書の交付)

第11条 宣誓者は、前条の規定により宣誓が無効となった場合を除き、パートナーシップ宣誓書記載内容証明書交付申請書(様式第7号)を市長に提出することにより、パートナーシップ宣誓書記載内容証明書(様式第8号)の交付を受けることができる。

(自治体間での相互利用)

第12条 宣誓者は、市がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定(以下「協定」という。)を締結している自治体へ転出することにより市内に住所を有しなくなる場合であって、市長にパートナーシップ宣誓書受領証等継続使用届出書(様式第9号)を提出し、継続使用の手続が行われたときは、受領証等を当該自治体において継続して使用することができる。

2 市と協定を締結している自治体から転入した者であって、その自治体で継続使用の手続が行われたものは、当該自治体から交付された受領証等を市において継続して利用することができる。

(本市施策の推進に当たっての配慮)

第13条 市長は、市の各種施策の推進に当たっては、この要綱の趣旨を尊重し、パートナーシップにある当事者に可能な限り配慮するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。